

告示

埼玉県告示第七百五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

令和五年六月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
薬局ティード北鴻 巢店	鴻巣市八幡田五 三二一	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	令和五年三月三十 一日
大河堂薬局	比企郡小川町青 山一四七一	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	令和五年三月三十 一日
ニチイケアセンタ ー狭山ヶ丘	所沢市狭山ヶ丘 一〇一 四七レアル一〇	居宅介護支援	令和二年七月三十 一日
ニチイケアセンタ ー北秋津	所沢市北秋津七 七八一四九粕谷 ビル一F	居宅介護支援	令和二年七月三十 一日
ニチイケアセンタ ー飯能	飯能市柳町二三 ボア一階	居宅介護支援	令和二年七月三十 一日
ニチイケアセンタ ー狭山	狭山市富士見一 沢ビル一階	居宅介護支援	令和二年七月三十 一日